

千葉県公共工事脱炭素推進試行要領Q&A (庁外用)

質問 (Q)	回答 (A)
対象工事について	
<p>土木工事標準積算基準を一部でも適用していたら対象とすることができるのか。</p>	<p>土木工事標準積算基準を適用し「土木工事」の工事成績評定を行う工事が、対象となり、受注者が希望する場合は、協議を行い実施することができます。</p> <p>土木工事標準積算基準を一部適用している場合でも、「建築工事」の工事成績評定を行う場合は、対象となりません。</p>
<p>現在施工中の工事も取り組みの対象になるか。</p>	<p>工事着手前であれば、取り組みの対象になります。</p>
<p>取り組みの対象外となる工事担当課はあるのか。</p>	<p>市の施策として脱炭素を推進しており、積極的に取り組む必要があることから、全ての工事担当課が対象になります。</p>
評価方法について	
<p>国土交通省で認定されている建設機械はどのように調べればよいのか。</p>	<p>該当する建設機械は、国土交通省のHPで確認することができます。https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html</p>
<p>「NETIS」登録技術は、どのように調べればよいのか。</p>	<p>「NETIS」のHPで確認することができます。 https://www.netis.mlit.go.jp/netis/</p>

千葉県公共工事脱炭素推進試行要領Q&A (庁外用)

質問 (Q)	回答 (A)
<p>「NETIS」登録技術を評価する場合、現場でのCO2削減ではなく、製造段階でのCO2削減は評価できないとされているが、具体例は。</p>	<p>「NETIS」登録されている環境配慮型の工事看板やカラーコーン等の製品の活用は、製造段階でCO2が削減されているため評価できません。</p>
<p>「NETIS」の登録番号は末尾に「-VR」、「-VE」、「-A」が付与されていますが、全て評価対象ですか。</p>	<p>全て評価の対象になります。</p>
<p>「NETIS」の取り組みを2つ活用した場合、それぞれ評価の対象となるのか。</p>	<p>「NETIS」の取り組みの加点の上限は1点のため、「NETIS」を2つ以上実施しても、加点は1点になります。</p>
<p>例えば、電動式建設機械を導入する場合、国土交通省の「GX建設機械」の認定があり、かつ「NETIS」にも登録されている場合は2点加点されるのか。</p>	<p>複数の評価項目に該当する場合でも、取り組みは1つのため、加点は1点になります。</p>
実績の確認について	
<p>取り組みの実績確認はどのようにするのか。</p>	<p>工事打合せ簿の提出により確認をしてください。「創意工夫・社会性等に関する実施状況」を提出してもらう必要はありません。</p>